

ヘルパーステーションたんぽぽ 利用料金表

令和5年4月1日より

1. 介護給付費

単位：円/回

サービスの内容	身体介護が中心		生活援助が中心		身体介護に引き続き行った生活援助	
	利用料	1割相当額	利用料	1割相当額	利用料	1割相当額
(1) 基本料金						
20分未満	1,670	167	—	—	—	—
20分以上30分未満	2,500	250	—	—	—	—
30分以上1時間未満	3,960	396	—	—	—	—
1時間以上1時間30分未満	5,790	579	—	—	—	—
1時間半以上(30分を増すごと)	840	84	—	—	—	—
20分以上45分未満	—	—	1,830	183	—	—
45分以上	—	—	2,250	225	—	—
20分以上45分未満	—	—	—	—	670	67
45分以上70分未満	—	—	—	—	1,340	134
70分以上	—	—	—	—	2,010	201
(2) 2人の訪問介護員が行う場合	上記の利用料金の2倍の額					

2. 日常生活支援総合事業費

単位：円/月

サービスの内容	利用料	1割相当額	備考
(1) 訪問型独自サービスⅠ	11,760	1,176	月5回の利用が必要な場合
(2) 訪問型独自サービスⅣ	2,680	268	週1回の利用が必要な場合
(3) 訪問型独自サービスⅡ	23,490	2,349	月9回以上の利用が必要な場合
(4) 訪問型独自サービスⅤ	2,720	272	週2回の利用が必要な場合
(5) 訪問型独自サービスⅢ	37,270	3,727	月13回以上の利用が必要な場合
(6) 訪問型独自サービスⅥ	2,870	287	週3回の利用が必要な場合

3. 加算

加算の内容	利用料	1割相当額	備考
(1) 初期加算	2,000円/月	200円/月	初回訪問を行った月
(2) 緊急時訪問介護加算	1,000円/回	100円/回	計画的な訪問日以外に訪問(要介護者のみ)
(3) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1,000円/月	100円/月	※1
(4) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	2,000円/月	200円/月	※2
(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)			基本サービスと加算サービスにより算定した金額の1000分の100に相当する額

(6) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)			基本サービスと加算サービスにより算定した金額の1000分の63に相当する額
(7) 介護職員等ベースアップ等支援加算			基本サービスと加算サービスにより算定した金額の1000分の24に相当する額
(8) 特定事業所加算(Ⅱ)			基本サービスと加算サービスにより算定した金額の1000分の100に相当する額
(9) 夜間(18時～22時)もしくは早朝(6時～8時)に提供の場合、所定単位数の25%を加算			

※1・・・通所リハビリテーション等を実施している事業所の医師、理学療法士等からの助言を受ける体制を構築し、助言に基づきサービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした計画を作成した場合に算定する。

※2・・・通所リハビリテーション事業所の理学療法士等がその一環として利用者の居宅へ訪問する際に、サービス提供責任者が同行する等により、利用者の身体の状態等の評価を共同で行い、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行った場合に

4. 減算

単位：円/回

指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。
--

5. 自己負担

単位：円/回

サービスの内容	利用料	1割相当額	備考
(1) 交通費用	150	左記の金額	片道おおむね10km未満
	10	左記の金額	10km以上で1kmにつき
(2) その他の費用	実費	左記の金額	ご利用者様等からの依頼によるもの

※介護給付費と加算部分の利用者負担額は、介護保険の負担割合に基づく額となります。

ご不明な点は、下記事業所までご連絡ください。

ヘルパーステーションたんぼぼ 0996-23-8866